

会員通知 第110号
平成17年 3月31日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤義郎

上場制度上の「虚偽記載」の定義の見直しに伴う「株券上場審査基準」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「株券上場審査基準」等を一部改正し、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本年4月1日に施行される証券取引法の改正により課徴金制度が導入され、重要な事項に虚偽の記載がある有価証券届出書等を用いて募集・売出しを行った場合には、内閣総理大臣等による課徴金納付命令の対象とされることを踏まえ、新規上場申請者又は上場有価証券の発行者が課徴金納付命令を受けた場合を上場制度上の「虚偽記載」の定義に追加するなど、株券上場審査基準等の一部改正を行うものとします。また、商業登記法の改正に伴い、「有価証券上場規程」等の諸規則において使用している文言の修正及び証券取引法の改正に伴い、「業務規程」において使用している条数の修正を行うなど、規定の整備も併せて行うこととするものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

(1) 証券取引法の改正（課徴金制度の導入）に伴う改正

有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類又は目論見書について内閣総理大臣等から課徴金納付命令（証券取引法第172条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に係る命令）を受けた場合には、上場制度上の「虚偽記載」に該当するものとします。

(2) その他

諸規則中「登記簿の謄本（又は抄本）」とあるのを、「登記事項証明書」と改めます。

なお、「本所が定める日」は、平成17年4月1日といたします。

以上

上場制度上の「虚偽記載」の定義の見直しに伴う「株券上場審査基準」等の一部改正について

(ページ)

1 . 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	2
3 . 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	3
4 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	4
5 . 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	5
6 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	6

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第56条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の<u>7</u>第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(総取引高等の通知及び公表)</p> <p>第59条 証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第<u>116</u>条の規定による本所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼動に支障が生じた場合その他本所がこれにより難しいと認めた場合は、書面により行う。</p> <p>(内閣総理大臣への報告)</p> <p>第60条 法第<u>117</u>条の規定による本所の市場における毎日の総取引高等の内閣総理大臣への報告は、書面により行う。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第56条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の<u>6</u>第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(総取引高等の通知及び公表)</p> <p>第59条 証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第<u>122</u>条の規定による本所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼動に支障が生じた場合その他本所がこれにより難しいと認めた場合は、書面により行う。</p> <p>(内閣総理大臣への報告)</p> <p>第60条 法第<u>123</u>条の規定による本所の市場における毎日の<u>相場</u>等の内閣総理大臣への報告は、書面により行う。</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新規上場申請者の登記事項証明書</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>10 新規上場申請者が、国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新規上場申請者の登記事項証明書</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>11・12 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法人登記簿の謄本</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>10 新規上場申請者が、国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法人登記簿の謄本</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>11・12 (略)</p>

有価証券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書並びに発行登録追補書類及びこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及び添付書類並びに半期報告書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の 2 第 3 条（新規上場申請手続）第 1 項関係</p> <p>（ 1 ） 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（<u>登記事項証明書等</u>）を提出するものとする。</p> <p>（ 2 ）～（ 6 ） （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>1. の 2 第 3 条（新規上場申請手続）第 1 項関係</p> <p>（ 1 ） 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（<u>登記簿抄本等</u>）を提出するものとする。</p> <p>（ 2 ）～（ 6 ） （略）</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)~(6) (略) (7) 虚偽記載又は不適正意見等 a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、 有価証券報告書等について、内閣総理大臣 等から訂正命令(原則として、法第10条 (法第24条の2及び第24条の5におい て準用する場合を含む。)又は第23条の 10に係る訂正命令)若しくは課徴金納付 命令(法第172条第1項(同条第4項に おいて準用する場合を含む。)に係る命令) を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは 証券取引等監視委員会により法第197条 若しくは第207条に係る告発が行われた 場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行 登録書又は訂正報告書を提出した場合であ って、その訂正した内容が重要と認められ るものである場合をいうものとする。 b~g (略) (8)~(11) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)~(6) (略) (7) 虚偽記載又は不適正意見等 a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、 有価証券報告書等について、内閣総理大臣 等から訂正命令(原則として、法第10条 (法第24条の2及び第24条の5におい て準用する場合を含む。)又は第23条の 10に係る訂正命令)を受けた場合又は内 閣総理大臣等又は証券取引等監視委員会に より法第197条若しくは第207条に係 る告発が行われた場合、又はこれらの訂正 届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を 提出した場合であって、その訂正した内容 が重要と認められるものである場合をいう ものとする。 b~g (略) (8)~(11) (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5．第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>（1）・（2）</p> <p>（3）第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～dの3（略）</p> <p>e 第2条第1項第1号gに掲げる事項 次（a）から（g）までに掲げる書類。 この場合において、上場会社は、（a）、（b）、（d）及び（g）イに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>（a）～（d）（略）</p> <p>（e）<u>上場会社の登記事項証明書</u> 登記後直ちに</p> <p>（f）・（g）（略）</p> <p>eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項 次の（a）から（i）までに掲げる書類。 この場合において、上場会社は、（a）から（c）まで、（e）及び（g）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>（a）～（e）（略）</p> <p>（f）<u>上場会社の登記事項証明書</u> 登記後直ちに</p> <p>（g）～（i）（略）</p> <p>eの3～n（略）</p> <p>（4）～（7）（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>5．第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>（1）・（2）</p> <p>（3）第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～dの3（略）</p> <p>e 第2条第1項第1号gに掲げる事項 次（a）から（g）までに掲げる書類。 この場合において、上場会社は、（a）、（b）、（d）及び（g）イに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>（a）～（d）（略）</p> <p>（e）<u>登記簿抄本</u> 登記後直ちに</p> <p>（f）・（g）（略）</p> <p>eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項 次の（a）から（i）までに掲げる書類。 この場合において、上場会社は、（a）から（c）まで、（e）及び（g）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>（a）～（e）（略）</p> <p>（f）<u>登記簿抄本</u> 登記後直ちに</p> <p>（g）～（i）（略）</p> <p>eの3～n（略）</p> <p>（4）～（7）（略）</p>